

太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

1. 太陽光発電設備について

設置者や設置方法により課税対象となり、申告が必要な場合があるため、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。
課税の対象となる場合は、毎年1月31日までに償却資産の所有状況を申告する必要があります。

※ 設備によって課税標準額を一定期間減らすことができる場合がありますので、「3. 課税標準の特例について」のご確認をお願いします。

● 申告が必要な方

設置者	申告が必要となる場合など	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず 償却資産の申告が必要 です。	
個人 (事業主)	個人で事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、 償却資産の申告が必要 です。	
個人 (住宅用)	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
	住宅の屋根や土地に太陽光発電設備を設置して、全量又は余剰電力を売電する場合は、事業用の資産となりますので、 償却資産の申告が必要 です。	売電するための事業用資産とはなりませんので、 償却資産としては課税の対象外 となります。

2. 償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3. 太陽光発電設備に係る課税標準の特例について

平成24年5月29日から令和6年3月31日までの期間に取得された設備について、次の条件を満たす場合、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

取得時期によって対象設備や添付書類が異なりますのでご注意ください。

取得時期	平成24年5月29日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	平成30年4月1日 ～令和6年3月31日
条件	固定価格買取制度の認定を受けて取得した発電設備で、発電出力が10kw以上のもの。	固定価格買取制度の認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備であること。	
特例割合	3分の2		発電出力 1000kw未満→3分の2 1000kw以上→4分の3
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分		
添付書類	○経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し。 ○電気事業者と締結している「特定契約書」の写し。	○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることがわかる書類の写し	